

品川区庁舎跡地等活用検討委員会

区民委員応募要項

1. 目的

区では、区役所庁舎の老朽化が進んでいることに加え、区を取り巻く環境の変化や多様化する行政への要望に対応する庁舎の機能が求められていることから、新庁舎整備の取り組みを進めています。

また、上記新庁舎整備を進めるとともに、現庁舎跡地等を活用した、新庁舎の整備に際する区民負担の軽減と区民ニーズの叶うまちづくりを検討するため、区民委員を募集します。

区民委員は、区内関係団体代表、学識経験者などで構成する品川区庁舎跡地等活用検討委員会（以下「検討委員会と言います。」）にて審議を行います。

2. 募集人数

7名

3. 任期

令和5年8月～令和6年6月（予定）

※初回の検討委員会は令和5年8月下旬を予定しています。

4. 内容

① 検討委員会への出席（5回程度開催予定）

② 検討委員会で区民の立場での意見や提言

※検討委員会の出席者には、区の規定による報酬をお支払いします。

5. 委員構成

区内関係団体代表、学識経験者、区民委員など20人以内

6. 応募資格

次のすべてにあてはまる方

① 区内在住で18歳以上の方

② 検討委員会に出席できる方（主に平日昼間開催想定）

7. 応募方法

電子申請サービス・郵送・持参・FAX

電子申請サービスによる申し込みまたは申込用紙を含む提出書類に必要事項を記入の上、郵送、持参、FAXにより新庁舎整備課に提出してください。

※申込用紙・原稿用紙は、新庁舎整備課で配布するほか、区ホームページからダウンロードもできます。また、郵送でお送りすることもできますので、必要な方はご連絡ください。

8. 提出書類

(1) 所定の申込用紙

(2) 区民の声を活かした魅力あるまちづくりにつながる庁舎跡地等の活用について
(原稿用紙 600 字程度で記入)

9. 応募期間

令和5年6月21日(水)～令和5年7月10日(月) ※必着

10. 選考方法

提出いただいた書類をもとに選考を行い、結果は7月下旬に書面にて通知いたします。

11. その他

- ・ 選考の経緯・経過や結果についてのお問い合わせには、応じられません。
- ・ 提出いただいた書類は返却いたしかねますので、ご了承ください。
- ・ 応募いただいた際の個人情報、本目的以外には一切使用いたしません。
- ・ 検討委員会の活動参加にあたり、配慮を要する方は、その旨を申込用紙にご記入ください。

12. 申込み先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区 総務部 新庁舎整備課 広町事業調整担当 あて

電話 03-5742-7879 FAX 03-5742-7143

E-mail: shinchosha-hiromachi@city.shinagawa.tokyo.jp